

博士学位論文審査要旨

2015年1月17日

論文題目：日本における少年司法制度への修復的司法の導入に関する研究

学位申請者：菊池 弥生

審査委員：

主査：総合政策科学研究所 教授 武藏 勝宏

副査：総合政策科学研究所 教授 川井 圭司

副査：総合政策科学研究所 教授 久保 真人

要旨：

本論文は、応報的司法による少年犯罪へのアプローチに限界があるとの視点から、加害少年の更生や再犯の防止、被害者やコミュニティの回復等を包含する新たな少年司法手続としての修復的司法をニュージーランドやカナダ等の先駆的事例の検討を踏まえ、日本の現行制度や運用において実践可能な方法を提起することを目的とするものである。

第1章では、先行研究のレビューに基づき、修復的司法の定義を対象者、形態、目標の観点から整理し、修復的司法を被害者と加害者の面談等を中心とする被害者、加害者、コミュニティの三者の協同による紛争解決手続として位置づけを行っている。

第2章では、諸外国で実施されている被害者加害者和解(VOM)型、家族集団会議(FGC)型、サークル型の修復的司法の制度と運用を分類し、日本との比較を行っている。ニュージーランドやカナダなどの諸外国では、修復的司法が少年司法手続を代替または補完し、参加者の満足度や再犯率の低下に大きく寄与しているのに対して、日本では民間レベルを含めて少年司法手続に修復的司法をほとんど取り入れてこなかったことが示される。

第3章では、日本の少年司法手続において修復的司法と類似する制度として採用されている家庭裁判所における被害者調査や保護観察官によって行われる被害者心情等伝達制度、刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育について検証を行い、これらの制度においても、二次被害への配慮等によって、被害者と加害少年の直接的な面談等は実施されていないなどの問題点が示される。

第4章では、警察庁によって過去に試みられた修復的カンファレンスと民間の岡山仲裁センターや被害者加害者対話の会によって行われた修復的対話の試みについて検証を行う。これらの対話会に参加した者の満足度はいずれも高く、特に重大事件に関する修復的対話の機会が必要であることがアンケートやインタビューの結果によって示される。

第5章では、既存の少年司法制度に修復的司法の要素を取り入れるために先行研究において提案してきた方法についての検証を行う。簡易送致事件での警察による措置や、家裁調査官による被害者調査、仮退院・仮釈放の準備計画、保護観察での特別遵守事項の各段階で修復的司法の活動を導入することは不可能ではない。しかし、いずれも担当機関の裁量が大きく、少年の改善更生が優先され、被害者の負担が大きいことや、民間団体との連携も十分でないことから、その実現可能性は必ずしも高くない。

このような問題を抱える現状において、修復的司法を日本で実現するためには、加害少年と被害者の利害対立の問題を克服し、加害者の改善更生と被害者の権利回復が両立可能な仕組みに転換し

なければならない。第6章では、こうした試みとして、少年院において試行中の「犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛け」の施策等を検討する。そのうえで、本論文は、簡易送致段階での警察による微罪処分の措置を活用して、被害者に対し謝罪や関係調整を促す取り組みを積極的に行うことや、保護観察段階での指導監督の一環として実践すること、少年院の累進処遇制度を利用し少年院の教育の一環として修復的司法を取り入れること、被害者支援団体を含む民間団体との連携の強化を提言する。これらの実効性を確保するためには、担当機関・担当者に対する研修等によるスキルアップが求められ、また、当事者の自主性・任意性を尊重する観点からも、被害者と加害者の双方から中立的な第三者機関・団体の関与が不可欠であることを指摘し、本論文における結論としている。

このように、本論文は、日本においていまだ不十分な修復的司法の実践を諸外国の先駆事例との比較対照の観点から、その理論的位置づけを行っている点、さらに、少年司法手続の現行制度や民間団体での試みに至るまで網羅的に調査分析し、その実現のための法制度の検討や運用の実態の解明に基づく具体的提案を行っている点など、問題解決のための有効な視座を提示しているといえる。もっとも、本論文で示された日本における修復的司法の実践が加害少年の再犯防止にどれだけ効果をもたらすかについての実証は先行研究と同様に本論文においても十分に検証されていないなどの課題も残されている。しかし、本論文によって明らかにされた日本の修復的司法の実態とそのエビデンスに基づく解決のための处方箋は、今後の日本の修復的司法の在り方について一石を投じるものとして大きな意義がある。

よって、本論文は、博士（政策科学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2015年1月17日

論文題目：日本における少年司法制度への修復的司法の導入に関する研究

学位申請者：菊池 弥生

審査委員：

主査：総合政策科学研究所 教授 武藏 勝宏

副査：総合政策科学研究所 教授 川井 圭司

副査：総合政策科学研究所 教授 久保 真人

要旨：

菊池弥生氏の学位申請論文について、2015年1月17日14時10分より15時10分まで約1時間の公聴会を実施し、口頭試問を行った。まず、同氏より、約30分にわたって論文の概要についての報告を聴取したのち、3名の審査委員による質疑とそれに対する菊池氏からの応答による審査を約30分間にわたって行った。

審査委員からは、諸外国の修復的司法との比較法的研究の位置づけやフィールドワークの内容、修復的司法が何を修復するものなのか、修復的司法における被害者と加害者の面談の是非、日本が修復的司法に消極的な理由、日本において修復的司法が必要な理由、修復的対話の試みによる再犯防止の効果等についての指摘と質問がなされた。

これに対して、菊池氏からは、日本における修復的司法は諸外国と比べ制度化が遅れており、理論が先行していること、修復的司法を実践するNPOにおいて長期間の参与観察を行ったこと、修復的司法が被害者と加害者の関係性の修復を目的とするものであり、そのためには、当事者同士の直接の対面によって加害者の謝罪とそれによる被害者の癒しも可能となること、日本においては、諸外国のような社会変動の影響や被害者支援団体との連携、宗教的基盤といった要素が十分でないことが修復的司法の導入に消極的な理由として考えられること、修復的対話の試みの結果、再犯防止効果がみられること、被害者と加害者の関係調整を図る必要性から政府においても具体化に向けたプログラムが開始されている等の説明と応答がなされた。菊池氏の回答はいずれの質問に対しても説得力をもつものであり、内容面での弱点や不足する点についての指摘に対しても、今後の研究課題を示したうえで審査委員を納得させる回答をしていた。

以上の審査の結果から、同氏が十分な研究能力を有することが確認できた。また、本論文では、外国の制度や運用に関する研究の分析において、英語文献を的確に参照、引用しており、研究に必要な外国語能力は十分であると判断した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：日本における少年司法制度への修復的司法の導入に関する研究
氏名：菊池 弥生

要旨：

本論文では、犯罪によって引き起こされた被害に関して、関係当事者（加害者・被害者・コミュニティ）の話し合いにより、被害者・加害者間の関係修復を図り、加害者の反省を促して更正を助長する考え方に基づく修復的司法(Restorative Justice)を現行の少年司法制度へ導入するために必要な施策とその是非の検討を行った。本論文において、少年事件を中心に扱う理由は、少年が可塑性に富み、適切な処遇を行うことによって改善更生する少年の矯正可能性の高さと、近年の少年法改正をはじめとする少年司法制度への被害者の参加によって生じる、国家、加害少年、そして被害者という新たなアクター間の関係性の再構築の必要性が挙げられる。そこで、新たなアクター間の関係調整、少年法をはじめとする関連法にみられる少年の立ち直りを目指すための施策の必要性から、日本において少年司法制度に修復的司法を導入し、修復的司法の実践に類似する既存の制度や諸施策の運用改善、そして日本において修復的司法を効果的に運用するための提言を行うこととした。

第1章においては、抽象的な概念である修復的司法の定義を整理するために、ゼア、マーシャル、ヴァルグレイブとベイズモア、ストラング、高橋、奥村、そして国連会議において決議されたものをもとに、修復的司法の定義の整理を行った。そして修復的司法のモデルと形態の分類として、マーシャルの純粋モデルとヴァルグレイブとベイズモアによる最大化モデルの比較、ヴァンネスの刑事司法制度と修復的司法との関係を示すモデル、さらに修復的司法の代表的形態として被害者加害者和解(VOM)型、家族集団会議(FGC)型、サークル型について概観した。これらの先行研究を踏まえて、上述した論者による修復的司法の定義の含意を抽出することを目的として、修復的司法の定義に含まれる(1)対象者、(2)形態、(3)目標の観点から考察を加えた。

次に第2章では、修復的司法の実践形態の起源とされる、ニュージーランドとカナダを中心として諸外国における修復的司法と刑事司法制度との関係や実践形態、また修復的司法の効果である当事者の満足度や加害者・加害少年の再犯防止の効果について先行研究を基に検証した。そして、諸外国の比較に基づいて日本の修復的司法の位置づけを明らかにするとともに日本の少年司法制度上の問題点について考察を加えた。特に、諸外国においては修復的司法が少年司法手続を代替したり補完したりする形で制度化されていることに対して、現行少年司法制度においては、修復的司法の制度化はほとんど実現していないということが言える。日本では、修復的司法に類似する制度として、保護観察段階の被害者側の申し出による被害者心情伝達制度や刑事施設において実施されている被害者の視点を取り入れた教育が挙げられるが、第4章で取り上げるように、民間団体によって実施される修復的司法の活動に大きく依存する形で運用されていたということが言える。

次に第3章では、少年司法制度の各段階について概観し、特に修復的司法と類似する制度である保護観察処分の措置の中で保護観察官によって行われる被害者心情伝達制度、そして矯正段階において刑事施設内の収容者に対して行われる被害者の視点を取り入れた教育について検証を行った。しかし、これらの制度における被害者と加害少年との関係は間接的なものであり、また少年の改善更生を理由として被害者の意向が処分に反映されない点や、被害者と加害少年が直接対面する制度ではなく一方通行の状態において運用されているといった理由から、修復的司法の観点からの課題が残されているといえる。また、少年院と少年刑務所での被害者の視

点を取り入れた教育では、単元や時間、カリキュラムの内容が異なっており、その差異が見られることとなった。

次に第4章では、2005年、2006年に警察庁によって実施された修復的カンファレンス(以下、「少年対話会」とする)と民間団体によって現在も実践されている修復的対話の試みについて、日本における具体的な事例研究として検証を行った。警察段階の少年対話会において、特に問題であったのは対象事件が軽微な事件に限られていたこと、また家庭裁判所送致前の事件を対象としていたことから時間的な制約があったこと、そして警察が進行役を務めたことによる必要なスキルの有無について問題が残されていた可能性があり、適切な試験事業としての効果を図ることができずに運用されていたことが問題であったといえよう。他方で、民間団体による修復的司法については、岡山弁護士会岡山仲裁センターによる当事者の報告に基づく事例研究から、また被害者加害者対話の会運営センターについては著者が行った参与観察とインタビューに基づく事例研究から分析を行っている。重大事件での修復的対話の成果や謝罪の実現といった点から民間団体での修復的司法には意義のある取り組みであったといえる。他方で、人的・経済的資源等の限界と関係団体や関係機関との関係性の問題から、修復的司法の全国的な展開については多くの課題が残されているといえる。

次に第5章では、既存の少年司法制度における修復的司法に類似する取り組みと民間団体による取り組みの資源を活かし、修復的司法をさらに活用するために既存の提案を基に実現可能性を含めて検証を行った。先行研究では、重大事件での被害者連絡制度や警察による簡易送致事件での措置、家庭裁判所調査官による被害者調査の活用、試験観察段階の実現、刑事施設等に収容される対象者について仮退院・仮釈放の準備計画として修復的司法の活動を実践すること、保護観察対象者への特別遵守事項に修復的司法の活動を盛り込むことで実現するといったものが見られた。そこで、これらの提案に対しては、実践に必要な法的根拠の確認と、関係機関の性質、被害者と加害者の任意性と自主性の観点から、実現可能性を踏まえて検証を行いその可能性と限界について考察を加えた。

そして第6章では、現在少年院において試行中の「犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛け」の施策を中心に、実現のための具体的な施策の内容や民間団体の資源の活用、その評価といった点から、施設内処遇において修復的司法を導入するための検討を行った。その上で、これらの制度や諸施策をどのように運用改善することで日本において修復的司法を効果的なものにできるか提言を行っている。また、日本における修復的司法を効果的に実現するためには、簡易送致で警察による微罪処分の措置を活用して、被害者に対し謝罪や関係調整を促す取り組みを積極的に行うことや、少年院の累進処遇制度を利用して少年院の教育の一環として修復的司法を取り入れること、保護観察段階の指揮監督の一環として実践することの3点を指摘した。

以上、本研究では、修復的司法を現行の少年司法制度へ導入するために必要な施策とその是非の検討を行ってきた。その結果、日本の少年司法制度においては修復的司法に類似する制度や民間団体による活動を確認することができた。しかし、少年司法制度上での運用については、少年の改善更生と被害者の二次被害の問題、当事者の自主性・任意性の問題が対立し、また、民間団体での活動では、人的資源の問題と被害者二次被害の問題とそれに関する追跡調査の問題、そして関連機関との連携等といった問題が残していることがわかった。他方で、民間レベルでの着実な実績とその効果から、現在試行中の少年院での被害者への謝罪を含めた関係調整についての施策が行われ、同施策については今後、日本において修復的司法を制度上で運用するといった観点から大きな期待ができるのではないかだろうか。修復的司法を少年司法制度へ導入し効果的に運用するためには、諸施策の改善が不可欠であり、特に関係機関と民間団体の連携、また民間団体間の連携については、今後、最も重要な検討項目になるといえる(3295字)。